

## 「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーション認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）の運営する「マイME-BYOカルテ」とデータ連携を行うアプリケーション（以下「連携アプリ」という。）の認定に関し、必要な事項等を定めることにより、「マイME-BYOカルテ」及び連携アプリの普及を図り、県民の未病改善を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マイME-BYOカルテ 県が運営する個人の健康情報等を一覧化するアプリケーションをいう。
- (2) アプリケーション インターネットを通じてサービスが提供され、個人のパソコン・スマートフォン・タブレット端末で利用する情報システムをいう。
- (3) 認定アプリ事業者 第3条の認定を受けた認定アプリケーションを提供する者をいう。

### (認定)

第3条 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、「マイME-BYOカルテ」と連携しようとするアプリケーションを提供する者の申請に基づき、別に定める認定要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合すると認められるアプリを「マイME-BYOカルテ」認定アプリケーション（以下「認定アプリ」という。）として認定することができる。

### (申請等)

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める認定のための手順書に従い、認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し別に定める募集期間内に申請しなければならない。

### (申請者の要件)

第5条 申請者は、認定要件に定める要件ほか、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

### (審査及び認定手続き)

第6条 知事は、第4条の申請があったときは、第3条に定める認定要件への適合状況等に関し必要な審査を行うものとする。

- 2 知事は、審査に必要な場合は、ICT技術に関し専門知識を有する者や「マイME-BYOカルテ」の運営を委託する者など必要な者の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。
- 3 知事は、審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出を指示することができる。な

お、この場合の費用は申請者の負担とする。

- 4 知事は、第3条の認定にあたり、特に必要があるものと認められるときは、認定の条件を附すことができる。
- 5 知事は、第3条の認定をしたときは、申請者に対して連携アプリ認定通知書（第2号様式）及び認定証（第2号様式の2）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

第7条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（更新）

- 第8条 知事は、認定アプリ事業者の申請に基づき、認定の有効期間を更新（以下「更新」という。）することができる。
- 2 前項の申請は、認定の有効期間が満了する年度の募集期間中に行わなければならない。ただし、認定年度の異なる複数の認定アプリの認定を受けている認定アプリ事業者にあつては、一つの認定アプリの更新時期に合わせて他の認定アプリの更新を申請することができる。
  - 3 第3条から前条までの規定は、第1項の認定の更新に準用する。この場合において、これらの規定中「認定」とあるのは「認定の更新」と、「第3条の認定」とあるのは「第8条第1項の認定の更新」と読み替えるものとする。

（変更の届出）

第9条 認定アプリ事業者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（連携の中止）

- 第10条 認定アプリ事業者は、認定アプリと「マイME・BYOカルテ」のデータ連携を中止しようとするときは、連携終了届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 データ連携を中止する時期は、認定アプリ事業者と知事とが協議し、決定する。

（認定の取消し）

- 第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定アプリの認定を取り消すことができる。
- (1) 認定アプリが認定要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 認定アプリ事業者が認定アプリの提供を中止したとき。
  - (3) 認定アプリ事業者が虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
  - (4) 認定アプリ事業者が第5条の要件を満たさなくなったとき。
  - (5) 前条の規定により、連携終了の届出があつたとき。
  - (6) その他知事が特に必要と認めるとき。

(認定の周知)

第 12 条 県は、認定アプリについて認定を行ったこと及び認定アプリの内容等についてホームページ等で公表するものとする。

2 県は、認定アプリの利用が促進されるよう、県民及び企業・団体等に対し、認定アプリに関する広報を行うものとする。

(連携アプリの提供)

第 13 条 認定アプリ事業者は、連携アプリの品質やセキュリティ等を維持し、県民が自己の心身の状態を把握し、未病の改善に取り組むことを支援するものとする。

(報告の徴収等)

第 14 条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定アプリ事業者から認定アプリに関する資料の提出を求め、又は認定アプリ事業者の同意を得た上で、認定アプリ事業者の事務所若しくは認定アプリのサーバ設置場所に立ち入り、セキュリティ対策の状況等に関して調査することができる。

(認定の表示)

第 15 条 認定アプリ事業者は、認定アプリや事業者のホームページに表示する等相当と考えられる方法により、認定アプリとして認定を受けた旨を公表すること。

(庶務)

第 16 条 この要綱に関する事務は、神奈川県総務局デジタル戦略本部室において処理する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。